

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成24年7月13日棄却・不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年1月26日判決、本資料261号-9・順号11599)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年7月6日判決、本資料261号-116・順号11706)

決 定

上告人兼申立人	甲
上告人兼申立人	乙
上告人兼申立人	丙
上記3名訴訟代理人弁護士	大西 清ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	滝 実
同指定代理人	井越 満

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成24年7月13日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 須藤 正彦

裁判官 竹内 行夫

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。